

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
25	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	認可保育所の耐震化にかかる補助制度の設立	宗教法人が運営する認可保育所の耐震化にかかる補助制度の設立	認可保育所の認可を受け、運営しているにもかかわらず、社会福祉法人以外の者は、耐震改修費の補助対象外とされており、入所者の安全を確保するための施設の耐震化を阻む一因となっている。本町においても、新耐震基準の要件となる昭和56年以前から認可保育所を運営している宗教法人において耐震化が必要であるが、耐震化が進んでいない。民間保育所において耐震化の助成制度がない宗教法人等は、全額自己負担で耐震化を行う必要がある。	宗教法人が運営する保育所の耐震化による利用者の安心・安全の確保	保育所等整備交付金交付要綱	厚生労働省	海田町	京都市、東温市、八女市	<ul style="list-style-type: none"> ○本市においても宗教法人が運営する認可保育所があるが、いずれも老朽化が進んでおり、熊本県の地震の状況に鑑み早急に改正していただきたい。 ○公立認可保育所においても財政的な支援制度がなく、市の負担が大きくなっている。また、耐震改修費のみならず、老朽化に伴う大規模改修工事においても財政的な支援が受けられるよう措置していただきたい。 ○宗教法人立等の保育所については、円滑な耐震化の取組に支障が生じており、保育所等に通う子どもの安全と、保護者の安心を十分に確保できていない。 ○現時点で、耐震基準を満たしていない施設は、社会福祉法人が運営する施設のみであるが、将来的にNPO法人等が運営する施設において、耐震化等の大規模修繕が必要となるケースが考えられる。
87	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	地域医療介護総合確保基金の地域の実情に応じた柔軟な活用について	地域医療介護総合確保基金管理運営要領に規定される対象事業メニューの限定列举の廃止について	当該基金が目的とする医療提供体制の見直しや地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、地域自らが、それぞれの地域の実情を踏まえた柔軟な発想による取組を進めることが重要であるが、現在、基金の対象となる事業については、国が示す事業メニューに記載されたものに限られている。このため、例えば、現行の規定では介護専門人材育成事業において地域にニーズのある専門人材が対象外となっているといった支障が生じている。このような支障を解消するため、国が示す事業メニューはあくまで例示とし、制度の趣旨に沿った内容であれば柔軟に事業対象として認めることを提案する。	対象となる事業メニューの限定列举はあくまで例示とし、管理運営要領に規定される基金事業の対象となる5項目に合致する事業であれば認定するように変更することにより、各地域の個々のニーズに対応した柔軟な事業構築が可能となる。	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条「都道府県計画」	厚生労働省	宮崎県	福島県、いわき市、茨城県、栃木市、千葉県、東京都、神奈川県、奈良県、山梨県、静岡県、名古屋市中区、兵庫県、奈良県、鳥取県、広島県	<ul style="list-style-type: none"> ○現在、基金の対象となる事業については、国が示す事業メニューに記載されたものに限られており、地域自らが、それぞれの地域の実情を踏まえた柔軟な発想による取組を進めるに当たり支障が生じているため、国が示す事業メニューはあくまで例示とし、制度の趣旨に沿った内容であれば柔軟に事業対象として認めることが必要である。 ○介護の現場において医療との連携は必要不可欠であるが、そのためのICT導入支援については、介護分のメニューとしては対象外となっており、事業化できない。 ○本市の事業である介護人材確保に関する懇談会の設置について、国のメニュー表において実施主体が「都道府県」となっていることから、地域医療介護総合確保基金の対象とならず、事業の執行に支障をきたしている。 ○特に、介護分野については、介護人材確保に特化した事業であるうえ、その事業メニューまで固定されてしまうことで、地域の実情に応じた柔軟な対応に支障が生じることも考えられるため、制度の趣旨に沿った地域包括ケアシステム構築に資する内容であれば、柔軟な対応として認めるべきである。 ○当該基金による事業は、県が直接実施する事業の他、関係団体、事業者等からの事業提案を元に構築することとしているが、国が示すメニューに縛られると事業提案者自らの自由な発想や創意工夫で実施しようとする事業の幅が狭まってしまうため、比較的取り組みやすい事業に事業実施要望が集中してしまい、結果的に基金事業の効果が薄まる可能性があることから、地域のニーズに応じた事業を構築できるよう当該基金で実施するメニューは柔軟に認めることを要望する。 ○例えば、基金の対象となる認知症に関連した事業は、厚生労働省から示されたメニューにあるものに限られており、県独自の事業や認知症をテーマにした介護関係の事業者団体の取組が実施できないという支障がある。 ○本県は、独自のオーナー整備型補助制度により、介護サービス基盤の整備を進めているが、本制度は基金の対象となっていない。基金については、自治体が独自に実施する事業を対象とすることや、各区分間の経費配分の変更を認めることなど、弾力的な活用を可能とするよう、地域の実情に応じた柔軟な事業運営ができるように、制度を見直すべきと考える。 ○管理運営要領では、事業は「地域の実情」に応じて実施するものとされているにも関わらず、対象事業は限定列举となっており、都道府県が地域の実情に応じて創意工夫により行う事業展開を妨げている。例えば、サ高住の特定施設入居者生活介護の指定促進、定期巡回・随時対応サービスの充実、老健施設における在宅復帰支援機能強化、法定ではない介護支援専門員の資質向上のための専門研修の実施などが、対象とならず、他の財源を捻出して実施、又は実施をきらめざるを得なかった。 ○2025年に向け、在宅療養者が増加し、医療ニーズがより高まることが確実である。医療・介護連携を具現化し、在宅介護の境界点を引き上げるサービスである「看護小規模多機能型居宅介護」の整備を一層促進する必要がある。新規開設事業所の整備に加え、既存の「小規模多機能型居宅介護」から「看護小規模多機能型居宅介護」への転換の促進を図りたい。転換整備に対しても補助金の対象とすることで転換促進を図りたいが、現行では転換にかかる補助金の交付が行えないため、転換が進められない状況である。そのため、地域の現状や市町村における地域密着型サービスの整備状況に応じて、都道府県及び市の範囲により弾力的に基金を活用できるよう見直しが必要である。 ○各都道府県の実施する事業は、法律上(総合確保法)は5つの事業区分であるが、各区分間の弾力的な運用ができないこと、国が示した事業メニューの実施を求められるなど、都道府県計画作成の意義を損ない、創意工夫が働かない。 ○基金の対象となる事業については、国が示す事業メニューに記載されたものに限られているため、各地域の個々のニーズに対応した柔軟な事業構築がしにくい。また補助対象や補助金額の上限が定められているメニューもあり、事業者が利用しにくいものもある。例えば、介護ロボット導入支援事業について補助対象となるロボットが限定的であり、また、補助金額の上限も10万円と決められており事業者からの申請がなかった。 ○本県では、基金(医療分)の対象事業(病床機能分化・連携推進、在宅医療充実、医療従事者確保・養成)のほか、救急医療や災害医療の確保、高度医療への対応など、他の分野においても課題を抱えているが、基金制度に制約が多く、本基金を地域の医療課題に対して十分に活用できていない。地域に必要な医療提供体制の構築に向けて、対象事業の範囲拡大など地域の実情に応じて柔軟に活用できる基金制度への見直しが必要と考える。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
162	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域医療介護総合確保基金【介護】の要件緩和	地域医療介護総合確保基金【介護】の要件緩和	・介護分について、介護ロボット導入支援事業など、地域ごとの事業の活用実績やニーズを踏まえ、より効果的な事業実施を図るため、地域の実情に応じて、都道府県の裁量により、これ以外の事業についても弾力的に基金を活用することが可能となるよう見直しが必要である。	・年度当初から、必要な事業を全て実施できるようになり、貴重な財源を有効に活用することができる。 ・地域の実情に応じた多彩なニーズへの柔軟な対応を可能とすることにより、個性の高い、効果的な地域包括ケアシステムの構築、運用が期待できる。	地域医療介護総合確保促進法	厚生労働省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	福島県、栃木市、千葉県、神奈川県、静岡県、名古屋府、奈良県、徳島県、山形県、宮城県、秋田県、岩手県、青森県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県	○介護分について、介護ロボット導入支援事業など、地域ごとの事業の活用実績やニーズを踏まえ、より効果的な事業実施を図るため、地域の実情に応じて、都道府県の裁量により、これ以外の事業についても弾力的に基金を活用することが可能となるよう見直しが必要である。 ○介護の現場において医療との連携は必要不可欠であるが、そのためのICT導入支援については、介護分のメニューとしては対象外となっており、事業化できない。 ○本市の事業である介護人材確保に関する懇談会の設置について、国のメニュー表において実施主体が「都道府県」となっていることから、地域医療介護総合確保基金の対象とならず、事業の執行に支障をきたしている。 ○当該基金による事業は、県が直接実施する事業の他、関係団体、事業者等からの事業提案を元に構築することとしているが、国が示すメニューに縛られると事業提案者自らの自由な発想や創意工夫で実施しようとする事業の幅が狭まってしまい、比較的取り組みやすい事業に事業実施要望が集中してしまつたため、結果的に基金事業の効果が薄まる可能性があるため、地域のニーズに応じた事業を構築できるよう当該基金で実施するメニューは柔軟に認めることを要する。 ○例えば、基金の対象となる認知症に関する事業は、厚生労働省から示されたメニューにあるものに限られており、県独自の事業や認知症をテーマにした介護関係の事業者団体の取組が実施できないという支障がある。 ○事業の実績等を踏まえて基金の財源について、都道府県の裁量で地域の実情に応じた配分を行うことができれば、年度当初から効果的かつ効果的な事業実施が可能となる。例えば、国の内示の時期によっては法人や施設の実績が遅れ、実績が上がらない場合があり、また、法人等の要望が多い場合でも、他の事業の実績を残すことができず、有効な事業実施の支障となる場合がある。 ○2025年に向け、在宅療養者が増加し、医療ニーズがより高まることが確実である。医療・介護連携を具現化し、在宅介護の限界点を引き上げるサービスである「看護小規模多機能型居宅介護」の整備を一層促進する必要があり、新規開設事業所の整備に加え、既存の「小規模多機能型居宅介護」から「看護小規模多機能型居宅介護」への転換の促進を図りたい。 転換整備に対しても補助金の対象とすることで転換促進を図りたいが、現行では転換にかかる補助金の交付が行えないため、転換が進められない状況である。そのため、地域の現状や市町村における地域密着型サービスの整備状況に応じて、都道府県及び市の裁量により弾力的に基金を活用できるよう見直しが必要である。 ○各都道府県の実施する事業は、法律上(総合確保法)は5つの事業区分であるが、各区分間の弾力的な運用ができないこと、国が示した事業メニューの実施を求められるなど、都道府県計画作成の意義を損ない、創意工夫が働かない。 ○基金の対象となる事業については、国が示す事業メニューに記載されたものに限られているため、各地域の個々のニーズに対応した柔軟な事業構築がしにくい。また補助対象や補助金額の上限が定められているメニューもあり、事業者が利用しにくいものもある。例えば、介護ロボット導入支援事業について補助対象となるロボットが限定的であり、また、補助金額の上限も10万円と決められており事業者からの申請がなかった。
160	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	水道施設耐震化のための「生活基盤施設耐震化等交付金」に係る補助対象の拡大	水道施設耐震化のための「生活基盤施設耐震化等交付金」について、水道施設の耐震診断及び自家発電設備の設置を補助対象に追加	京都市内の水道施設(基幹管路・配水池)の耐震化率は、全国平均を下回っている状況であるが、重要なライフラインである上下水道施設について、下水道施設(所管:国交省)では補助対象となっている水道施設の耐震診断及び自家発電設備の設置が、上水道施設(所管:厚労省)では補助対象となっていない。防災・減災対策の推進は急務であるが、水道事業者においては、個別水道施設に対する耐震化対策の要否の把握が進まず、その結果、水道施設耐震化計画が策定されないことが、対策遅延の要因となっている。また、自家発電設備の整備についても、自然災害時の電源確保の重要性は認識されつつも、整備費用の捻出が障壁となり、対策が進んでいない。	下水道施設では補助対象となっているこれらの施設整備を補助対象に追加することで、水道施設耐震化計画の策定、自家発電設備の整備を推進し、喫緊の課題である防災・減災対策強化を図ることができる。	生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱	厚生労働省	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	山形県、茨城県、八尾市、山口県、長崎県、宮崎県、延岡市	○本市では、耐震化計画を策定しており、施設の1次診断を行っている。その内、一部施設において2次診断を行う必要が生じているが、補助対象とならず、事業費も高額であるため、2次診断を行っていない状況である。2次診断は施設の耐震化・更新の判断基準となる大事な調査であるため、他の施設整備と同様に補助対象とする必要があると考えている。 また、浄水施設の整備については、クリプトスピリジウム対策で補助対象となっているが、同時期に整備を行う、自家発電設備については、補助対象となっていないため、単独事業で整備をしている。当市の自家発電設備の整備率については48.9%で、半分以上の施設に自家発電設備が整備されていない状況にあるため、補助対象となることで整備を行い、災害等における停電時の水道水の安定供給を図りたい。 ○本市においても、既存施設について、現在想定される地震規模に合わせた耐震診断を随時行っている。耐震性の有無の把握だけでなく、最小のコストで耐震基準を満たす方法が判明するため、耐震化に要する事業費を効果的に執行できる。よって、耐震診断による効果は、非常に高いと感じている。 また、自家発電設備の設置による電源確保は、災害時における水の安定供給のために欠くことのできない重要な設備である。しかし、費用面の問題もあり、双方とも対策が思うように進んでいない状況である。 ○本県内の水道施設(浄水施設・配水池)の耐震化率は、全国平均を下回っている状況であり、重要なライフラインである上水道施設の耐震化の推進は急務である。 水道事業者においては、各水道施設の耐震診断を実施した上で、耐震化計画を策定し、効果的な水道施設の耐震化に係る施設整備を実施することが必要であり、浄水施設・配水池の耐震化は、整備はもとより耐震診断についても多額の経費を要することから、これらの基幹施設の耐震化が遅延している要因ともなっていると考えている。 このことから、水道施設の耐震診断について、国庫補助対象への追加を要望する。また、東日本大震災時の本県における上水道への被害は、停電によるものが多数を占めていたことなどからも、自家発電設備についても、国庫補助対象への追加を要望する。
179	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育体制強化事業の実施主体に関する要件緩和	保育体制強化事業の実施主体を、「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村から、保育人材が不足している市町村に緩和すること。	【制度の現状】 保育支援者の活用による保育士の負担を軽減する「保育体制強化事業」の実施主体は、「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村に限定されている。 【支障事例】 本県のある市では、平成18年度以降待機児童ゼロとなっているが、平成29年4月から市内6施設の認定こども園への移行・定員拡充を予定しており、保育士需要が急増する。そのため、保育支援者の活用が必要となっているが、待機児童ゼロであり、今後も発生する見込みがないため、「待機児童解消加速化プラン」に参加できず、「保育体制強化事業」の実施ができない状況にある。 また、山間部の市では、少子高齢化が進んでおり待機児童ゼロとなっているが、保育士がなかなか確保できず、清掃や後片付けなどの雑務まで行っている。そのため、保育の仕事に専念できるよう「保育体制強化事業」を実施したいが、潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれないことから、「待機児童解消加速化プラン」への参加という要件がネックとなっている。 なお、待機児童解消加速化プラン実施方針 4 「『加速化プラン事業』の対象となる事業、実施方法」には、「保育体制強化事業」が掲載されておらず、上記のあるように、待機児童がいない市町でも保育士不足になっている現状を踏まえると、事業主体を「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村に限定する必要はないと考えている。	待機児童解消発生市町に限らず、保育環境改善のための施策として一般的に利用可能とすることで、保育士の就業継続や離職防止、待機児童の解消促進を図ることができる。	保育体制強化事業実施要綱 待機児童解消加速化プラン実施方針	厚生労働省	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	秋田県、長野県、浜松市、島根県	○本県において、「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村は2市のみであるが、保育需要の増加に伴い、保育士確保は県全域において重要な課題となっている。実施主体を限定せずに、保育支援者を配置することができれば、保育の向上や保育士の就業継続及び離職防止に相当な効果が期待できる。 ○待機児童の発生していない中山間、離島地域などでも保育士不足は顕著であり、「保育体制強化事業」にあるような保育以外の業務支援の人材を配置できれば、現状の保育士数より質の高い保育を提供することができると考える。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
258	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童クラブ室等の整備に関する補助条件の見直し	児童クラブ室等の施設整備に対する補助事業において、施設の新設等により安価で余剰教室の活用ができるまでの間、リース方式による整備を対象に含めるよう補助条件を見直すこと。	厚生労働省・文科科学省より示された「放課後子ども総合プラン」において、今後の放課後児童対策における計画的施設整備のため、「学校施設を徹底活用した実施促進」が明記された。その具体的な方策として、「余剰教室の徹底活用等に向けた検討」が示されている。対象児童拡大及び入所希望児童数の増加に対応するための施設整備・確保が喫緊の課題となっているが、35人学級の推進、耐震工事の影響等で利用できる余剰教室が減っており、加えて限られた財源の中で施設を新設整備することは困難な状況にある。また、今後児童数が減少する見込みである小学校において、現状では余剰教室がなく、また、近隣に活用可能な公共施設がない場合、児童数が減少するまでの間、一時的に施設が必要となる場合がある。このように、余剰教室が活用できるまでの間、学校敷地内に一時的なプレハブ建設が必要な場合、リース方式による施設整備が有効であるが、リース料負担に多額の経費を要することから容易には実施できず、児童クラブ室等の整備・確保に支障を来している。	現在は補助対象とされていないことから新たなリース方式による児童クラブ室等の設置は行っていないが、今後余剰教室等の活用が見込める場合には、活用できるまでの間リース方式により児童クラブ室を整備することにより、建設費用の削減及び学校施設等の有効活用が可能となる。また、安全で安心して児童を預けることができる環境を整備することは、働きながら子育てをする親にとっても大きな意味があるとともに、国を挙げて取り組んでいる女性の活躍を推進することにもつながる。	・「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」(平成27年府子本第204号) ・「放課後児童健全育成事業」の実施について」(平成27年雇児発0521第8号) ・子ども・子育て支援交付金交付要綱	内閣府、厚生労働省	指定都市市長会	柏市、長野市、東海市、門真市、倉敷市、宇部市、大分市	○本市では、対象児童拡大及び入所希望児童数の増加に対応するため、学校敷地内の余剰教室等を改修して事業を実施しており、施設を新設整備することは困難な状況にある。また、現状では余剰教室がなく、近隣に活用可能な公共施設がない場合、余剰教室が確保できるまでの間、一時的に施設が必要となる場合がある。そのような場合、学校敷地内に一時的なプレハブ建設が必要場合、リース方式による施設整備が有効であるが、リース料負担に多額の経費を要することから容易には実施できず、児童クラブ室等の整備・確保に支障を来している。 ○本市においても、児童数は減少している中、児童クラブに入会を希望する児童は増加しているが、数年後には減少していくことが予想される。学校教室については、児童が減少しているものの、35人学級の推進や、少人数教室を活用した授業などにより、活用できる余剰教室がない状況である。今後、一時的に学校敷地内にプレハブをリースし、児童クラブを運営することができれば、効果的な待機児童対策が実施できることから、提案事項に共同提案団体として参画するもの。 ○本市でも小学校の余剰教室を一時利用という形で放課後児童クラブの運営を行っているが、近年、児童の増加及び少人数教室の偏りを受け、余剰教室の減少に伴い放課後児童クラブの施設確保に苦慮している。そのため、今後リース方式の施設整備も視野に入れた形で児童クラブの運営方針を検討していく必要がある。 ○余剰教室の活用以外に本市では、学校舎の建替えがある場合は児童クラブ室を合築、余剰教室がなく、学校舎の建替え予定がない場合は、クラブ室を建て上げる方針で整備を進めている。その為、余剰教室がなく学校舎の耐用年数残が概ね20年以下であれば、リース方式によりクラブ室の整備を行っているところであるが、リース方式による整備の場合補助対象とならない為、財政的な負担が大きくなっている。
261	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童福祉施設など民間社会福祉施設の耐震化の促進(保育所等整備交付金の対象拡大)	宗教法人立等であっても、社会福祉法人立等と同じく、子ども・子育て支援の一翼を担っていることに違いはないことから、宗教法人等が設置する保育所等についても補助対象に加えるよう、要件緩和を求めるもの。	【現状】 保育所等整備交付金の対象は、保育所等においては社会福祉法人、日本赤十字社、公益財団法人、公益社団法人及び学校法人、保育所機能部分にあっては社会福祉法人及び学校法人に限られているところ、実態としては、宗教法人や個人等が運営する保育所等もあり、これらについては本補助の対象外となっているため、耐震化に支障が生じている。 保育所等整備交付金の対象については、児童福祉法第56条の2など関連する法令と整合を図る必要があることは認識しているが、耐震化は、新設等の新たに財産を取得する又は効用の増加する施設整備とは異なり、施設の管理運営に近い性質を持っていること、また、保育所等に通う子どものいのちを守るために緊急を要する重要な取組であることから、耐震化に限って要件緩和を求めるものである。 (構成市の具体例) 宗教法人立等の補助対象外の保育所等については、予算確保の観点から円滑な耐震化の取組に支障が生じており、保育所等に通う子どもの安全と、保護者の安心を十分に確保できていない。 平成25年9月に民営保育園耐震化計画を策定したが、当時の民営保育園229園中、124園について耐震化が必要であった(うち、21園が宗教法人立・個人立)。建替えに伴う社会福祉法人化などにより解消している園もあるが、これが困難なところは耐震化の取組ができない状況が続いている。	保育所等に通う子どもの命を守る取組の推進	保育所等整備交付金交付要綱	厚生労働省	指定都市市長会	浜松市、東海市、大分市	○本市にも宗教法人の認可保育所があるが、いずれも老朽化しており、子どもの安全を守るためには、要件が緩和されて整備しやすい環境となることが望ましい。 ○公立認可保育所においても財政的な支援制度がなく、市の負担が大きくなっている。また、耐震改修費のみならず、老朽化に伴う大規模改修工事においても財政的な支援が受けられるよう措置していただきたい。 ○現時点で、耐震基準を満たしていない施設は、社会福祉法人が運営する施設のみであるが、将来的にNPO法人等が運営する施設において、耐震化等の大規模修繕が必要となるケースが考えられる。
267	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業等の連携施設に関する規定の要件緩和	待機児童が生じている自治体において、家庭的保育事業等の連携施設を確保しないことができる経過措置(平成32年3月31日まで)が適用される事業者に対して行っている公定価格の減額を廃止、または経過措置の対象から卒園児受入れ要件を除外する。	待機児童が生じている自治体では、5年間の経過措置や、その期間に適用される公定価格の減額について、次のような支障がある。 ① 都市部で整備されている乳児から入所できる100名以下の認可保育所では、新たに入所できる3歳児定員の枠が少なく、小規模保育事業等の卒園児を受け入れることができない状態(いわゆる「3歳児の壁」)の一つの要因が生じている。こうした自治体では、認可保育所等の整備が進まない中で、平成32年3月末までに小規模保育事業者等の責任で連携施設を設けることが困難である。 ② 新規参入した事業者は、地域での繋がりが弱く、既存の保育所等を連携施設として確保することが難しい。平成32年度に経過措置が終了することを念頭に、連携施設が確保できないことを理由として参入を諦める事業者もいる状況がある。 ③ 自治体によっては、連携施設を確保しないことができる期間について、公定価格の減額分を自治体が費用を持ち出し、事業者の負担を軽減して参入しやすい環境を整えているところもあるが、経過措置が終わった平成32年4月以降に、卒園児受入れの項目のみが達成できないことを理由に連携施設が非設定であるとして事業認可を取り消さざるを得ないのは、継続的な保育の提供ができないだけでなく、保護者の理解も得ることができない。 ④ 保護者が連携施設ではない保育所等への入所を希望する場合も多く、その場合は区が利用調整を行っている状況である。保育状況が継続されることが保障されれば、卒園児受入れのための連携施設を設ける必要性が乏しい。子ども・子育て支援新制度の一つの柱として地域型保育事業(家庭的保育事業など)を開始したが、待機児童が多い自治体では、連携施設の確保が反って事業者の参入を阻害する要因となっている。	待機児童が生じている都心部では、認可保育所(定員20名以上)に適した広い面積の不動産が確保しにくい状況であり、テナント物件などを活用した小規模保育所(定員19名以下)が整備できることで、全体の確保数を増やすことが可能となる。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条第3号、附則第3条	内閣府、厚生労働省	特別区長会	文京区、青森市、神奈川県、横浜市、尾張旭市、京都市、八女市、大分市	○本市においても小規模保育事業所の連携施設を設定できずにいる施設があり、その要因は連携施設となる施設の入所状況が厳しく、優先的に小規模施設からの受入れをすることができないことである。5年間以内に改善される目途は立っておらず、改正が望ましい。 ○待機児童が発生している未満児の状況を解消するため、小規模保育事業所の整備を進めているが、3歳の壁が生じる恐れが高い。当市では、小規模保育事業所卒園者に加点をすることで、どこかの園に入園できるよう調整しているが、連携施設として1箇所を固定することが難しい。本市内の保育園は、公立・私立共に定員がほぼ埋まってしまいう状況であり、小規模保育事業者から調整を依頼された場合、市としても調整が難しい。 ○待機児童が生じている本市においては、既に定員を超過している施設が多く、新たに小規模保育事業の卒園児(3歳児)を受け入れる余裕がないため、小規模保育事業者等が連携施設を設けることが困難となっている。 ○本市においても、家庭的保育事業等68施設(政令市・中核市を除く)あるうち、連携施設が設定されているのは26施設にとどまっている状況である。小規模保育施設など家庭的保育事業等は年々増加している中、現状から推察すると、経過措置期間中に全ての施設において連携施設が設定されるのは難しいと考えられる。 ○認可保育所の3歳児の受入れ枠が少なく、家庭的保育、小規模保育からの卒園時の全員受入れが難しくなりつつある。家庭的保育や小規模保育の定員増や新規開設もあり、連携施設の確保が困難となっている。連携施設に関する要件の緩和を希望する。 ○本市においても、保育所における3歳児の入所枠は、限られており、小規模保育事業者が3歳以降の受け入れ先の連携施設を確保することは困難な状況である。また、代替保育の提供においても、児童の受け入れ又は職員のパイプラインによる定員外児童を多く受け入れる都市部においては、公定価格の減額を廃止、または経過措置の対象から卒園児受け入れ要件及び代替保育の提供要件を除外する必要がある。 ○3歳児の保育所待機児童の発生している状況下で、3歳児以降の受け入れを設定、確約することは、事実上不可能な状況である。また、平成32年度以降の保育所待機児童の状況について見通しが立たない現況下において、3歳児以降の受け入れの設定を前提とした小規模保育事業等、地域型保育事業の開設を進めていくことは厳しい状況である。認可保育所に適した物件が少ない都心部において、規模の小さなテナント物件等を活用できる小規模保育所の設置は、待機児童解消に有効であることから、左記の公定価格の減額廃止、または経過措置の対象から卒園児受入れ要件を除外することを要望する。